

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【公表番号】特表2020-500678(P2020-500678A)

【公表日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-002

【出願番号】特願2019-548866(P2019-548866)

【国際特許分類】

A 6 1 F	13/00	(2006.01)
A 6 1 L	15/42	(2006.01)
A 6 1 L	15/44	(2006.01)
A 6 1 L	15/64	(2006.01)
A 6 1 L	15/22	(2006.01)

【F I】

A 6 1 F	13/00	3 0 5
A 6 1 L	15/42	1 0 0
A 6 1 L	15/42	3 1 0
A 6 1 L	15/44	1 0 0
A 6 1 L	15/64	1 0 0
A 6 1 L	15/22	1 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月18日(2020.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a ) 等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜、b ) 可撓性及び/又は弾性の支持体、及びc ) 任意的に、前記等多孔質の膜及び前記支持体のうち少なくとも1つにおける生体適合性非固着剤を含む、可撓性の複合包帯。

【請求項2】

前記等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜は、1から200nmに及ぶサイズの孔を有し、前記膜及び前記支持体のうち少なくとも1つは生体適合性である、請求項1に記載の可撓性の複合包帯。

【請求項3】

前記等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜は、1から60nmに及ぶサイズの孔を有し、前記膜及び前記支持体のうち少なくとも1つは生体適合性である、請求項1に記載の可撓性の複合包帯。

【請求項4】

1から200nmに及ぶサイズの孔を有する等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜を可撓性及び/又は弾性の支持体に結合させて、単一の包帯を形成するステップを含み、生体適合性非固着剤が、前記等多孔質の膜及び前記支持体のうち少なくとも1つに付随し、前記膜及び前記支持体のうち少なくとも1つは生体適合性である、創傷治療システムを調製する方法。

【請求項5】

前記支持体は、通気性で自己支持型の生体適合性材料の少なくとも1つの層を含む、請

請求項 1 に記載の包帯。

【請求項 6】

前記等多孔質の膜は、前記包帯の最外層上に配置される、請求項 1 に記載の包帯。

【請求項 7】

前記支持体は複数の層を含み、前記等多孔質の膜は、前記複数の層のうち 2 つの間に配置される、請求項 5 に記載の包帯。

【請求項 8】

生体適合性非固着剤が、前記等多孔質の膜及び前記支持体のうち少なくとも 1 つの上に被覆されている、請求項 1 に記載の包帯。

【請求項 9】

病原体特異的である、請求項 1 に記載の包帯。

【請求項 10】

前記膜及び前記支持体のうち少なくとも 1 つが薬剤を含む、請求項 1 に記載の包帯。

【請求項 11】

前記膜及び前記支持体のうち少なくとも 1 つが医薬品を含む、請求項 1 に記載の包帯。

【請求項 12】

請求項 1 に記載の複数の包帯を含むキットであって、前記複数の包帯の各々が病原体特異的である、キット。

【請求項 13】

請求項 1 に記載の包帯を創傷に付着させるステップを含む、創傷を治療する方法。

【請求項 14】

請求項 9 に記載の病原体特異的な包帯を選択し、前記病原体特異的な包帯を創傷に付着させるステップを含む、創傷を治療する方法。

【請求項 15】

異なる病原体特異的な包帯を含むキットであって、少なくとも 1 つの第 1 の包帯が、1 から 60 nm の細孔径を有する等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜を含み、少なくとも 1 つの第 2 の包帯が、1 から 100 nm の細孔径を有する等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜を含み、さらなる包帯が、少なくとも 1 から 200 nm の細孔径を含む他の細孔径を有する等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜を含む、キット。

【請求項 16】

a ) 1 から 200 nm の細孔径を有する等多孔質の自己組織化ナノ多孔質膜、b ) 可撓性及び / 又は弾性の支持体を含む物品であって、生体適合性、生分解性、抗細菌 / 抗菌活性、非固着性、細胞増殖亢進、及び薬物溶出のうち少なくとも 1 つを提供する物品。

【請求項 17】

前記包帯のうち 1 つ又は複数が、生体適合性、生分解性、抗細菌 / 抗菌活性、非固着性、細胞増殖亢進、及び薬物溶出のうち少なくとも 1 つを提供する、請求項 15 に記載のキット。

【請求項 18】

請求項 1 に記載の包帯を含むセンサ。

【請求項 19】

少なくとも 1 つの関心のある分析物を検出するプロセスであって、前記少なくとも 1 つの関心のある分析物を有する媒体を、請求項 1 に記載の包帯と接触させることを含む、プロセス。